豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号）に定めるもののほか、豊田市空き家情報登録制度実施要綱（以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）に基づき登録された空き家を貸し付け、借り入れ、又は購入する者に対して交付する豊田市山村地域等空き家再生事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　補助金の交付は、山村地域等の新たな定住者を確保し、健全な地域コミュニティの保持と地域づくりを図るため、地域に所在する空き家の有効活用を促進することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）山村地域等　空き家情報バンク実施要綱第２条第１号に規定する山村地域等をいう。

（２）空き家　空き家情報バンク実施要綱第２条第２号に規定する空き家のうち建築物をいう。

（３）空き家情報バンク　空き家情報バンク実施要綱第２条第４号に規定する空き家情報バンクをいう。

（４）修繕　建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

（５）改修　建築物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させると同時に、従前の水準以上にその機能を改善することをいう。

（６）改築　建築物の全部又は一部を取り壊して、従前とほぼ同様の建築物を建築することをいう。

（補助事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業は、山村地域等に所在する空き家について居住の用に供する目的での改修及び修繕（以下「改修等」という。）とする。

（補助対象の空き家）

第５条　補助金の交付対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。

（１）空き家情報バンクを通して売買若しくは賃貸借した、又は売買若しくは賃貸借する予定の空き家であること。

（２）過去に本補助金の交付を受けた空き家でないこと。ただし、空き家情報バンクへの再登録を経て新たに当該空き家を所有することとなったものが交付申請を行う場合にあっては、この限りでない。

（３）次のいずれかの要件を満たしていること。

ア　賃貸借の場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

（ア）空き家情報バンクにより空き家の所有者と借受人との間において賃貸借契約が成立し、又は賃貸借契約の締結に関して合意がなされていること。

（イ）空き家の所有者と借受人との間において、当該空き家の改修等に関して合意がなされていること。

イ　売買の場合にあっては、空き家情報バンクにより空き家の所有者と購入者との間において売買契約が成立し、又は売買契約の締結に関して合意がなされていること。

（補助金の申請者要件）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者でなければならない。

（１）賃貸借の場合にあっては、空き家の所有者である個人若しくは認可地縁団体、又は借受人である個人

（２）売買の場合にあっては、空き家の購入者である個人

（補助対象からの除外）

第７条　第５条各号に掲げる全ての要件を満たしている場合であっても、申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

（１）豊田市税を滞納している場合

（２）偽りその他不正な手段により申請を行った場合

（３）暴力団員である場合

（４）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合

（５）その他市長が適当でないと認めた場合

（空き家の管理及び利用）

第８条　申請者は、空き家の善良な管理及び利用に努めなければならない。

（補助対象の経費）

第９条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、定住に伴う空き家の居住部分の改修等に要する費用の全部又は一部とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

（１）新築、改築、増築（便所、浴槽等の設置による増築は除く。）、解体、移築、合併処理浄化槽の設置及び整備（単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去を含む。）、備品の購入、水道の加入金等に係る経費

（２）他の補助金の補助対象となる経費。ただし、次に掲げる補助金を除く。

ア　豊田市伝統的建造物群保存地区補助金

イ　豊田市空き家事業活用補助金（以下「事業活用補助金」という。）。ただし、改修等を行う箇所に重複が無く、それぞれの補助対象となる経費を明確に区分できる場合に限る。

（４）その他市長が適当でないと認めた経費

３　前項の経費のほか、補助金の交付決定前に実施した空き家の改修等に要した費用については、この補助金の対象としない。

（補助金の額）

第１０条　補助金の額は、空き家の改修等に要した費用に１０分の８を乗じて得た

額（千円未満に端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。）以内とする。ただし、別表に定める額を限度とする。

（補助金の申請）

第１１条　申請者は、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して１年以内に、市長に提出しなければならない。

２　豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を受けようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結することが確かとなった日又は契約をした日から起算して１年以内に、申請期限延長の申請書（様式第２号）により申請期限の延長を申請することができる。

３　前項に規定する延長の期限は、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金の交付決定を受けた日から起算して３０日以内又は豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を申請しないことが明らかになった日から起算して６０日以内とする。

（補助金の交付決定）

第１２条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、提出された書類の審査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要に応じて条件を付すことができる。

３　市長は、前条第２項の規定に係る申請により承認したときは豊田市山村地域等空き家再生事業補助金　申請期限延長の決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

４　市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（交付決定を受けた内容の変更等）

第１３条　前条第１項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更するときにあっては豊田市山村地域等空き家再生事業補助金変更承認申請書（様式第５号）に必要書類を添えて、交付決定を受けた事業を中止するときにあっては豊田市山村地域等空き家再生事業中止届出書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による内容の変更に係る申請を受けたときは、変更内容を審査した上で、承認の可否を決定しなければならない。

（結果の通知）

第１４条　市長は、前条第２項の規定により承認したときは豊田市山村地域等空き家再生事業補助金変更承認決定通知書（様式第７号）により、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第１５条　交付決定者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、完了し

た日から起算して３０日を経過した日又は市が指定した日のいずれか早く到来する日までに、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金実績報告書（様式第８号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象空き家が空き家情報バンク実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に存在し、１００万円を超える補助金の交付決定を受けた場合は、事業を完了した日から起算して３０日を経過した日又は交付決定を受けた年度の２月末のいずれか早く到来する日までに、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金実績報告書（様式第８号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第１６条　補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係るすべての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１７条　市長は、前条の規定により実施報告がなされたときは、その内容を審査し、事業の成果を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第１８条　市長は、補助金の額が確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（検査及び指示）

第１９条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

２　交付決定者は、前項の規定により報告を求められ、又は指示があった場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第２０条　市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（１）第５条及び第６条に反したとき。

（２）偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（３）関係法令等に違反したとき。

（４）当該空き家及びその利用者に関して、市長が第２条に定める目的に著しく反すると判断したとき。

（５）交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して３年（補助対象空き家が空き家情報バンク実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に存在し、１００万円を超える補助金の交付を受けた場合にあっては、１０年）以内に転居したとき。

（６）交付決定者が所有者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して３年以内に、空き家情報バンクから交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家の登録を取り下げたとき。

（７）交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通

知の日から起算して３年（補助対象空き家が空き家情報バンク実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に存在し、１００万円を超える補助金の交付を受けた場合にあっては、１０年）以内に転売し、解体し、又は転居したとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付決定取消等通知書（様式第１０号）により、交付決定者に通知するものとする。

３　第１項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（雑則）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この要綱による施行前の豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による施行前の豊田市山村地域等空き家再生事業補助金要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（要綱の失効）

３　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

別表（第１０条関係）

条　件	限度額
申請者が市外から転入して空き家を購入し、又は借り受け、当該空き家を補助金の確定通知の日から起算して１０年以上使用する場合（改修する空き家が空き家情報バンク実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に存在する場合に限る）	１５０万円
補助対象空き家のうち居住部分が、豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する計画に定める居住促進地区（※1）に存在する場合	１５０万円
その他の場合	１００万円

※1　インフラのある安全な場所に移住者等を誘導するため、次の条件を満たす山村地域の国県市道の端から概ね５０mの範囲を居住促進地区とする。

・災害時の集落孤立防止の観点から、国県市道が２方向に他の国県市道へ接続していること。

・安全な場所への居住誘導のため、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

様式第１号（第１１条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

申請者

郵便番号 住　　所	〒　　－
フリガナ	
氏　　名	
生年月日	年　　月　　日
電　　話	（　　）　　－

年度　豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付申請書

豊田市補助金等交付規則第４条の規定により申請します。

記

１　補助金交付申請額　　**金　　，０００円**
　　算出式：改修等工事費　　円×8/10＝　　円

２　補助事業の目的
　　空き家を改修又は修繕し、空き家の有効活用を図るため

３　補助事業の内容
　　別紙事業計画書のとおり

４　添付書類
（１）事業計画書
（２）その他

その他添付書類一覧
①改修等工事の設計図 ※改修等の実施箇所、内容が確認できる間取り図等 ※豊田市山村地域等空き家事業活用補助金と併用する場合、各補助金の対象となる工事箇所に重複のないことが読み取れるよう図示してください。 ②改修等工事の見積書 ※改修等工事費が 50 万円未満 1 者、50 万円以上の場合は 2 者 ③施工前の現場写真（外観、施工箇所各所） ④位置図 ⑤申請者の住民票（補助対象空き家が豊田市空き家情報登録制度実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に存在し、１００万円を超える補助金の交付決定を受けた場合） ⑥契約書又は契約締結に関する誓約書 ※契約に関する誓約書を提出した場合は、契約後速やかにその写しを提出してください。 ⑦誓約書

（別紙）

事　業　計　画　書

１　収支予算

歳　　入	金　　額	歳　　出	金　　額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

２　事業計画

事業実施場所 （空き家の所在地）	豊田市
改修等の内容	**別紙、改修等の内容一覧のとおり**
実施期間（予定）	年　　月　　日～　　年　　月　　日

同　意　事　項

内容	同意・誓約欄
1　豊田市税を滞納していません。	□
2　本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することに同意します。	□

【賃貸借の場合のみ】

3　本件に係る改修等の工事については、上記のとおり実施することを説明し、同意を得ました。 ※申請者が空き家の所有者の場合は借受人、借受人の場合は空き家　の所有者の同意	□
4　改修後の資産の取り扱いについて所有者、借受人の双方で協議し、取り決めました。	□

（注）以下のいずれかに該当するときは、支払われた補助金の返還を求めることがあります。

・交付決定者が購入者又は借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して３年（補助対象空き家が豊田市空き家情報登録制度実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に該当する場合において 100 万円を超える補助金の交付を受けたときは、10 年）以内に転居等したとき。

・交付決定者が所有者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して３年以内に、空き家情報バンクから交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家の登録を取り下げたとき。

（別紙）

改 修 等 の 内 容 一 覧

番号	内容	間取り図面※	写真※	見積り※	備考
A	外観（全景）				
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
⑪					
⑫					
⑬					
⑭					
⑮					
⑯					
⑰					
⑱					
⑲					
⑳					

※各添付物に番号が明示されているか確認する際に使用してください。

（別紙）

年　　月　　日

賃貸借契約締結に関する誓約書

豊田市長　様

所有者 住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

借受人 住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（予定）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私たちは、下記の建築物について賃貸借をすることに合意し、当該賃貸借に係る契約を締結する予定であることを誓約します。

記

1　賃貸物件

事業実施場所 （空き家の所在地）	豊田市

2　賃貸契約締結予定日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙）

年　　月　　日

売買契約締結に関する誓約書

豊田市長　様

所有者 住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

購入者 住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（予定）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私たちは、下記の建築物について売買をすることに合意し、当該売買に係る契約を締結する予定であることを誓約します。

記

1　売買物件

事業実施場所 （空き家の所在地）	豊田市

2　売買契約締結予定日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙）

誓　約　書

【申請者が借受人又は購入者である場合】

□補助金の申請に係る以下の物件は、補助金が確定通知の日から起算して３年以上利用することを誓約いたします。

□補助金の申請に係る以下の物件は、補助金が確定通知の日から起算して１０年以上利用することを誓約いたします。（補助対象空き家が豊田市空き家情報登録制度実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に該当する場合において補助申請額が100万円を超える場合のみ）

【申請者が物件の所有者である場合】（賃貸借契約の場合のみ）

□補助金の申請に係る以下の物件は、補助金の確定通知の日から起算して３年間、自己都合により登録を取り消さないことを誓約いたします。

年　　月　　日

物件所在地　　豊田市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（自署）

【関係要綱一部抜粋】

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第２０条　市長は、交付決定者又は交付決定に係る空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（中略）

（５）交付決定者が借受人である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して３年（補助対象空き家が豊田市空き家情報登録制度実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に該当し、１００万円を超える補助金の交付を受けた場合にあっては、１０年）以内に転居したとき。

（６）交付決定者が所有者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の

日から起算して３年以内に、空き家情報バンクから交付決定を受けた補助対象事業に係る空き家の登録を取り下げたとき。

（７）交付決定者が購入者である場合にあっては、当該交付決定者が補助金の確定通知の日から起算して３年（補助対象空き家が豊田市空き家情報登録制度実施要綱別表における石野地区、猿投台地区、高橋地区、藤岡地区、松平地区に該当し、１００万円を超える補助金の交付を受けた場合にあっては、１０年）以内に転売し、解体し、又は転居したとき。

様式第２号（第１１条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

申請者

郵便番号 住　　所	〒　　－
フリガナ	
氏　　名	
生年月日	年　　月　　日
電　　話	（　　）　　－

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金　申請期限延長の申請書

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第１１条第２項の規定により申請します。

記

１　事業内容

事業実施場所 （空き家の所在地）		豊田市
改修等の内容		別紙「豊田市伝統的建造物群保存地区補助金　補助事業エントリーシート」のとおり
実施予定期間	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日

２　申請期限延長の理由

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金と併せて、豊田市伝統的建造物群保存地区補助金を申請するため

３　添付書類

（１）豊田市伝統的建造物群保存地区補助金　補助事業エントリーシート、売買契約書の写し

（２）その他

様式第３号(第１２条関係)

豊　　発第　　号
年　　月　　日

（申請者）　　様

豊田市長　　印

年度　豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった豊田市山村地域等空き家再生事業補助金について、豊田市補助金等交付規則第５条の規定により下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　交付の条件

３　実績報告書提出期限

　事業を完了した日から起算して３０日を経過した日又は　　年　月　日のいずれか早く到来する日

様式第４号(第１２条関係)

豊　　発第　　号
年　　月　　日

（申請者）　　様

豊田市長　　印

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金　申請期限延長の決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった豊田市山村地域等空き家再生事業補助金申請期限延長の特例の申請について、豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第１２条第3項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　事業実施場所（空き家の所在地）

豊田市

２　延長の期限

豊田市伝統的建造物群保存地区補助金の申請後３０日又は豊田市伝統的建造物群保存地区補助金の申請しないこととした日から６０日以内。

３　延期の条件

４　申請時には２の事実がわかる書類を添付すること。

様式第５号（第１３条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

申請者

郵便番号 住　　所	〒　　－
フリガナ	
氏　　名	
電　　話	（　　）　　－

年度　豊田市山村地域等空き家再生事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け豊　　発第　　号で交付決定通知のあった豊田市山村地域等空き家再生事業について、下記のとおり計画の変更をしたいので、豊田市補助金等交付規則第８条の規定により申請します。

記

１　交付決定を受けた内容の変更

変更内容等	変　更　前	変　更　後
補助金額	**金　　円**	**金　　円**
事業費総額	円	円
変更内容 及び 変更理由		
添付書類	（１）変更内容、箇所等が確認できる図面 （２）工事変更見積書（変更がある場合のみ。） （３）施工前の現場写真（施工箇所各所） （４）その他必要に応じて変更を説明する書類 （使用ポンプの変更による場合にあっては、ポンプの仕様書等）	

様式第６号（第１３条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

申請者

郵便番号 住　　所	〒　　－
フリガナ	
氏　　名	

年度　豊田市山村地域等空き家再生事業中止届出書

年　　月　　日付け豊　　発第　　号で交付決定通知のあった豊田市山村地域等空き家再生事業について、下記のとおり実施を中止しましたので届け出ます。

記

１　事業実施場所
（空き家の所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　交付決定額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿，０００円

３　中止の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第７号(第１４条関係)

豊　　発第　　号
年　　月　　日

（申請者）　　様

豊田市長　　印

年度　豊田市山村地域等空き家再生事業補助金変更承認決定通知書

年　　月　　日付けで変更申請のあった豊田市山村地域等空き家再生事業については、豊田市補助金等交付規則第９条の規定により下記のとおり承認します。

記

1　変更決定額　　**金　　，０００円**

2　計画変更の内容

区　分	当初計画	変　更

3　条件

様式第８号（第１５条関係）

年　　月　　日

豊田市長　様

申請者		
	郵便番号 住　　所	〒　　－
	フリガナ	
	氏　　名	
	電　　話	（　　）　　－

年度　豊田市山村地域等空き家再生事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け豊　　発第　　号で補助金の交付決定を受けた豊田市山村地域等空き家再生事業を完了したので、豊田市補助金等交付規則第１０条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　事業実績及び効果

別紙のとおり実施し、所期の目的を達成できた。

２　その他（添付書類一覧）

（別紙）

１　収支決算

歳　　入	金　　額	歳　　出	金　　額
市補助金	円	事業費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

２　事業実績

事業実施場所 （空き家の所在地）		豊田市
改修等の内容		
実施期間	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日

３　その他（添付書類一覧）

添付書類	① 領収書（写し） ② 完成写真（施工箇所各所　１枚） ③ 契約日がわかる書類 （工事契約書、注文請書等） ④ その他市長が必要とする書類

様式第９号（第１６条関係）

第　　号
年　　月　　日

（申請者）　　様

豊田市長　　印

年度　豊田市山村地域等空き家再生事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった豊田市山村地域等空き家再生事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市補助金等交付規則第１１条の規定により通知します。

記

１　補助金確定額　　金　　円

２　改修等の内容　　事業実績のとおり

様式第１０号（第１９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

豊田市長　　印

豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付決定取消等通知書

年　　月　　日付け豊　　発第　　号で交付決定をした豊田市山村地域等空き家再生事業について、豊田市補助金等交付規則第１４条及び豊田市山村地域等空き家再生事業補助金交付要綱第１９条第１項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還してもらいますので、下記のとおり通知します。

記

1　交付決定取消事由

2　交付決定取消額　　金　　円

3　既交付済補助金額　　金　　円

4　補助金支払日　　年　　月　　日

5　返還金額　　**金**　　**円**

6　返還金の納入方法